

世田谷区民会館の愛称が

「せたがやイーグレットホール」に決定しました

6年9月にリニューアルオープンした世田谷区民会館の愛称募集に389件の応募をいただき、選定の結果、次の愛称に決定しました。



愛称／せたがやイーグレットホール

採用者／中村理紗子さん(経堂在住)

3月16日(日)に開催する世田谷区民会館オープニングイベント「せたがやジュニアオーケストラ特別演奏会」で、愛称発表セレモニーを行います。

問文化・国際課 ☎6304-3427 FAX6304-3710
区HPQ 21467



未就園児の定期的な預かり事業

保育所等の空き定員や空きスペースを活用して、保育所等に通っていないお子さんを一定期間、定期的にお預かりします。

対利用期間中に認可保育園、地域型保育事業、認定こども園、幼稚園、認証保育所、保育室、保育ママ、企業主導型保育施設に在籍していないお子さん

費1日2200円(施設により異なる場合あり)※低所得世帯や第2子以降の世帯等を対象とした割引制度あり。

備申込方法、実施施設等詳しくは、区HPQ 10740をご覧ください。

	施設種別	対象年齢	利用期間
①	私立保育園、私立認定こども園、地域型保育事業	0歳児(生後5か月以上または6か月以上)～2歳児	2か月間(定員の空きがなくなり次第利用終了)
②	認証保育所	0歳児(生後5か月以上)～2歳児	2か月以上
③	私立幼稚園	2歳児	2か月以上

問①保育課 ☎5432-2320 FAX5432-3018、②保育認定・調整課 ☎5432-2324 FAX5432-3018、③子ども・若者支援課 ☎5432-2066 FAX5432-3016



ひとりで悩みを抱えずにご相談ください～3月は自殺対策強化月間です

不安や心配があり、気分が落ち込んだ状態が続く、そわそわと落ち着かない、よく眠れない等、いつもと違うサインはありませんか。ひとりで悩みを抱えずに、気軽にご相談ください。

●保健師による相談

受付時間／月～金曜(平日のみ)午前8時30分～午後5時

相談先／お住まいの地域の健康づくり課(世田谷☎5432-2896 FAX5432-3074、北沢☎6804-9667 FAX6804-9044、玉川☎3702-1982 FAX3705-9203、砧☎3483-3166 FAX3483-3167、烏山☎3308-8246 FAX3308-3036)

●夜間・休日等こころの電話相談

受付時間／月～木曜午後5時～9時30分(6時30分まではピア相談、7時からは専門相談)、土曜、祝・休日の月～木曜午後2時～7時30分(3時30分まではピア相談、4時からは専門相談)

相談先／☎03-6265-7532(相談専用)

※4月から「専門相談」の電話番号を変更します。4月1日に本紙や区のホームページ等でお知らせします。

●東京都こころといのちのほっとナビ

～ここナビ(東京都)

困りごとや悩み、お住まいの地域に応じた相談窓口等を検索できます。匿名での相談や、メール、チャットで相談できる窓口もあります。



▲ここナビ

●「せたがやペンギン物語～こころとからだのプチアニメ」

(第7話まで配信)

誰にでも起こりうる不安や悩みとの向き合い方のヒントをペンギンたちがお届けします。区公式YouTubeチャンネルで配信しています。



▲第7話

問世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2947 FAX5432-3102



令和6年度住民税非課税世帯へ物価高騰対策給付金を支給します

■支給対象世帯 次の要件を全て満たす世帯

- 6年12月13日に世田谷区に住民登録がある
- 世帯全員の6年度分の住民税均等割が非課税である
- 住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯※ではない
- 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいない
- すでに世帯主として他の自治体から同趣旨の給付金(3万円)を受給した方がいない

※例／親(課税)に扶養されている学生(非課税)の単身世帯や、子(課税)に扶養されている両親(非課税)の世帯

■支給額 1世帯につき3万円

(加算対象となる児童1人につき2万円を加算。対象児童は、原則、6年12月13日時点で生計を同一にしている平成18年4月2日以後生まれの児童)

■手続き方法 ①対象と思われる世帯のうち、過去に次のどちらかの給付金を受給した世帯※の場合

※世帯構成や課税状況に変更があった世帯、代理人が受給した世帯は除きます。

- 令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金
- 令和6年度世田谷区価格高騰重点支援給付金

3月13日頃に、支給のお知らせ(ハガキ)をお送りします。原則、手続きは不要で、上記給付金を受給された口座に振り込みます。

②対象と思われる世帯のうち、①以外の世帯の場合

4月22日頃に、確認書兼申請書(封書)をお送りします。オンラインまたは郵送で申請してください。

返送(申請)期限／6月30日(消印)

備住所変更等により通知が届かないと思われる場合は、お問い合わせください。支給要件に該当する世帯であっても、課税状況の変更により非課税世帯になった場合等、ご自身でのお申し出が必要な場合があります。DV等により区に避難している方は、住民票を区に移していない場合でも給付を受けられる場合があります。詳しくは、区HPQ 21205をご覧ください。

担当＝保健福祉政策課臨時特別給付担当

問世田谷区物価高騰対策給付金コールセンター ☎0120-800-176(平日午前8時30分～午後8時)

「せたがやPay」で最大20%のポイント還元「せたがや新生活応援キャンペーン」

継続的な物価上昇に対する消費喚起、売上向上支援を目的としたキャンペーンを行います。

実施：世田谷区商店街振興組合連合会



実施期間

3月1日(土)～4月30日(水) ※予算上限に達し次第、事前予告なしに早期に終了する場合があります。

キャンペーン内容

決済額の最大20%分のポイントを還元

ポイント付与上限額

1人あたり月1万ポイント

備店舗により還元率が異なります。利用方法や対象店舗、店舗ごとの還元率等詳しくは、せたがやPayアプリや公式サイトをご覧ください。

担当＝商業課

せたがやPay公式サイト(アプリのダウンロードもこちらから)▶



問せたがやPay事務局(世田谷区商店街振興組合連合会)☎050-3647-3205(平日午前10時～午後5時) 問合せフォーム(前記二次元コード)